



広報直通便

5月29日に竜巻注意報、6月5日には訓練の緊急地震速報が町内に放送されたそうですが、聞こえていたのは一部だけではないですか？

注意報や警報など、町内隔々まで届くように、各地区公民館からも放送するなど工夫が必要なのではないですか。

火災時のサイレンも遠隔操作できる設備があればいいと思います。(匿名希望)

Aお答えします

現在、白鷹町の情報伝達方法については、音声告知システムと緊急速報メールシステムの二通りの方法があり、国からの緊急情報(国民保護情報・緊急地震速報・土砂災害警戒情報など)と町からの緊急情報等を町民の方へ周知します。

一つ目の音声告知システムは、各保育園・各小中学校・各地区公民館・町立病院等の施設へ音声で情報を周知するものです。

保育園・小中学校については、既設の放送設備に接続し、緊急情報が入ると強制的に緊急情報が放送されるシステムになっています。

各地区公民館には、放送設備と屋外スピーカーを設置しています。気象条件や道路の通行状況にもよりますが、半径約200〜250メートルの範囲まで周知できます。しかしながら、ご指摘のとおり町内全域をカバーできる状態になっていないのが現状です。

二つ目の緊急速報メールシステムは、ドコモ・au・ソフトバンクの3社の携帯電話にメールで情報を配信するものです。緊急速報メールの受信機能付きの端末をご使用の方で、町内にいらっしゃる方であればご自宅でも受信することができ、配信可能な情報が制限されており、5月29日に発表になりました竜巻注意情報などの気象情報のみ

の配信はできないことになっています。

(※受信機能付きの端末でも、事前に受信設定が必要な機種があります)

ご指摘いただいた町内全域への情報伝達については、現在のシステムそれぞれの機能を活かしながら、システムとの拡充やその他のシステムとの連携など、本町に適した手法を検討していきます。

また、火災時のサイレンについては、各地区公民館の放送設備に情報を送った場合でも、前記のとおり情報の伝達範囲が約200〜250mであり、広く町民の方への周知にはならない状況です。それを補完する機能の一環として、消防団員に対して火災情報等を周知する情報配信システム(全団員向けメール送信)の検討を進めています。

(総務課防災管財係)

■広報直通便に関する問い合わせ 総務課企画室情報係
☎ 85-6121

火災発生の情報提供について

西置賜管内で発生している火災の情報を「現在の災害情報」として西置賜行政組合消防本部のホームページで確認できるようになりました。

火災発生時、消防テレフォンスービス(☎84-0119)につながりにくいときは、西置賜行政組合消防本部ホームページにアクセスして火災の情報をご確認ください。
<http://www.west-fire.jp/syobo/>

※置賜行政組合消防本部ホームページには町のホームページからもアクセスできます。
<http://www.town.shirataka.jp/>

ホーム↓消防・防災・放射能↓消防

■問い合わせ
西置賜行政組合消防本部
予防課 ☎ 88-1797



善意をいただきました

ライオンズクラブ国際協会より、災害時に避難所で使用する備品が入った「アラートボックス」2セットを寄附いただきました。

有事の際の避難時には、このような物品が必要だと認識してもらい活用してほしいと、県を通じて県内35市町村に寄贈されたものです。

ありがとうございました。

